

島田市商工会 キャラクター
使用申請書

申請日 平成 年 月 日

島田市商工会 御中

島田市商工会キャラクター事業使用運営規約の第3条に該当し、その他、規約条項を理解した上でキャラクターを使用したいので、使用内容を具体的に下記に記載し使用申請いたします。

キャラクターを使用するに当たり名誉・損害を与えることはいたしません。

また、着ぐるみを使用した場合に起こる着ぐるみの損傷につきましても島田市商工会からの損害請求を認めます。

使用内容・目的（具体的に）

使用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

<使用者>

住所

団体名

代表者名

印

連絡先

「島田市商工会キャラクター事業」使用運営規約

(名称)

第1条

名称は「島田市商工会キャラクター」（以下「キャラクター」という。）と称する。

(目的)

第2条

身近で親しみやすい静岡県島田市の「空の玄関」を多くの方々に利用して頂き、空港地元島田市として全国に情報発信すると共に、イメージを広めるための事業活動を展開していくことを目的とする。

(会員)

第3条

本キャラクターは、前条の目的に賛同する商工会員で企業・個人、他商工会が認める機関等（以下「会員」という。）に使用を認め、使用者は事前に「使用申請書」を商工会に提出し、商工会より「使用承諾書」を受領した後使用することができる。

また、これに反した者は、損害賠償を請求する。

(事業)

第4条

本キャラクターは、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 島田市商工会広告宣伝事業
- 新商品開発・販路開拓支援事業
- 連携促進事業
- 情報提供事業
- その他本キャラクターの目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第5条

本キャラクター事業を運営するために、次の組織を置くことができる。

- 会長
- 運営委員会
- 顧問

(会長)

第6条

会長は、商工会長と定めるものとする。

(運営委員会)

第7条

本キャラクターの円滑な運営のために、運営委員会（広報委員会とする）を置く。

(顧問)

第8条

運営委員会は、必要に応じて顧問を委嘱することができる。

(附則)

この規約は、平成24年2月1日から施行するものとする。

【きとく】